

# 第2回嬉野市議会定例会議案

平成30年6月1日提出

嬉野市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
3	平成30年6月1日	専決処分（第2号）の報告について	1
4	〃	平成29年度嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	別冊
5	〃	平成29年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
6	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
7	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
43	平成30年6月1日	専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）	3
44	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	26
45	〃	専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））	別冊
46	〃	嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金条例について	30
47	〃	嬉野市史編纂委員会条例について	33
48	〃	嬉野市史編集委員会条例について	36
49	〃	嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について	39
50	〃	嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について	41
51	〃	嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について	43
52	〃	第2次嬉野市総合計画について	45
53	〃	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について	46
54	〃	平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）	別冊
55	〃	平成30年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
56	〃	平成30年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	〃
57	〃	平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
58	〃	平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
59	平成30年6月1日	嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について	48
60	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	49
61	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	50
62	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	51
63	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	52
64	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	53
65	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	54
66	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	55
67	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	56
68	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	57
69	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	58
70	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	59
71	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	60
72	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	61

報告第3号

専決処分（第2号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第2号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月13日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

市道内野小田志線での道路一部陥没による自動車右側前方の一部破損

2 事故発生年月日

平成30年3月21日

3 事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下宿丁1661番地付近 市道内野小田志線

4 損害賠償額

金20,930円

5 過失割合

70パーセント

6 損害賠償の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

議案第43号

専決処分（第3号）の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市条例第11号

嬉野市税条例等の一部を改正する条例  
(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例（平成18年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納稅義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算

定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 53 条の 7 中「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改める。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 12」に改める。

第 92 条を第 92 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

（製造たばこの区分）

第 92 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1） 噸煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

（2） かみ用の製造たばこ

（3） かぎ用の製造たばこ

第 93 条の次に次の 1 条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第 93 条の 2 加熱式たばこの喰煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの

喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作成又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の後に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法によ

り換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第15項を同条第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附則第10条の2第14項を同条第21項とし、同条第13項を同条第20項

とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第9項を同条第11項とし、同項の次に次の5項を加える。

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第8項を同条第10項とし、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第

9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

## 第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第22項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

## 第3条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2

号」に改める。

第95条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0. 4を」を「0. 2を」に、「0. 6」を「0. 8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0. 2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. 8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. 8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「嬉野市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「嬉野市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中嬉野市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
  - (2) 第1条中嬉野市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
  - (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
  - (4) 第2条中嬉野市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
  - (5) 第1条中嬉野市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
  - (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
  - (7) 第1条中嬉野市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
  - (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
  - (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
  - (10) 第1条中嬉野市税条例附則第10条の2第15項を同条第22項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第23項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の規定に基づく嬉野市導入促進基本計画の策定の日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### （市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

#### （手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成27年嬉野市条例第34号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法

等改正法」という。) 附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	嬉野市税条例等の一部を改正する条例(平成30年嬉野市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第	平成30年改正条例附則第6

	2項	条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第

4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	嬉野市税条例の一部を改正する条例(平成30年嬉野市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第9条第2項 同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及

「びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2

並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	嬉野市税条例の一部を改正する条例（平成30年嬉野市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第1条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第1条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第1条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例附則第1条第2項 同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第1条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受け

た卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第44号

専決処分（第4号）の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

## 嬉野市条例第10号

### 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、佐賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（佐賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（佐賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」

を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申請書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第46号

嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金条例について

嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金条例を別紙のように制定する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 ふるさと応援寄附金の一部を財源として、子どもたちが健やかに育つことを支援する子育て夢基金を設置するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金条例  
(設置)

第1条 ふるさと応援寄附金の一部を財源として、子どもたちが健やかに育つことを支援するため、嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、子育て支援に要する経費に充当する場合に限り、処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(目的外の取崩し)

第7条 市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯

金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

嬉野市史編纂委員会条例について

嬉野市史編纂委員会条例を別紙のように制定する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市史編纂事業を実施するに当たり、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市史編纂委員会条例

### (設置)

第1条 本市の発展と市民の愛郷心の向上を図り、嬉野の歴史を統括した市史を編纂するため、嬉野市史編纂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 市史編纂基本計画に関すること。
- (2) 市史の編集及び刊行に関すること。
- (3) 市史編纂の事業計画及び運営に関すること。
- (4) その他市史編纂に関する必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、市史編纂業務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意

見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

議案第48号

嬉野市史編集委員会条例について

嬉野市史編集委員会条例を別紙のように制定する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市史編纂事業の具体的編集の検討を実施するに当たり、条例を制定する  
必要がある。

## 嬉野市史編集委員会条例

### (設置)

第1条 嬉野市史（以下「市史」という。）を編纂するに当たり、その内容を具体的に検討するため、嬉野市史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び調査を行う。

- (1) 市史の編纂に必要な調査及び資料の収集に関すること。
- (2) 市史の原稿の執筆、編集、校正等に関すること。
- (3) その他市史の編纂に関する必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会に専門的に調査研究を行うため、専門部会（以下「部会」という。）を置き、委員は部会の委員となることができる。
- 4 部会に調査並びに原稿の執筆、編集及び校正のための専門員を置くことができ、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、市史編纂業務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、嬉野市史編纂委員会条例（平成30年嬉野市条例第号）第5条第1項の編纂委員会委員長を兼ねることができる。
- 3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び部会の委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

議案第49号

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例(平成18年嬉野市条例第53号)の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業災害補償法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例（平成18年嬉野市条例第53号）の一部を次のように改正する

第3条第3項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例（平成 25 年嬉野市条例第 26 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 児童福祉法の一部改正及び認定こども園の開設に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例（平成25年嬉野市条例第26号）の一部を  
次のように改正する。

第1条中「第33条第8項」を「第33条第10項」に改める。

第3条第2項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次  
に次の1号を加える。

(12) 市内の認定こども園

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について

嬉野市うれしの茶交流館条例（平成29年嬉野市条例第23号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料の変更等のため、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例

嬉野市うれしの茶交流館条例（平成29年嬉野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「利用者」の次に「のうち別表に規定する教室又は体験に参加する者」を加え、「別表」を「同表」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条第3項中「並びに第11条」及び「及び第11条」を削り、「使用料」を「同表に定める額の使用料」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第15条関係）

お茶の淹れ方教室	300円／人
うれしの温泉茶染め体験	1,500円／人
茶摘み体験	600円／人
釜炒り体験	1,000円／人
茶摘み・釜炒り体験	1,500円／人

備考 消費税及び地方消費税を含む。

### 附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第 52 号

第 2 次嬉野市総合計画について

第 2 次嬉野市総合計画を別紙のとおり定めたいので、嬉野市議会基本条例（平成 21 年嬉野市条例第 16 号）第 7 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市議会基本条例の規定により、議会の議決が必要である。

議案第53号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合規約を変更する必要がある。

## 佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改める。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

議案第 59 号

嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項に規定する農業委員会の委員の任命について、同条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 2 号の規定により、農業委員会の委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等又は同条第 1 号に掲げる者とすることについて、議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定による認定農業者過半要件の例外規定を適用させるために、議会の同意を求める必要がある。

議案第60号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲2656番地

氏 名 森 和義

昭和14年9月1日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 61 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間甲1069番地

氏 名 原田 謙次

昭和23年6月24日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第62号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿乙947番地

氏 名 川内 利光

昭和24年2月3日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第63号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字谷所乙3008番地2

氏 名 池田 博幸

昭和25年10月6日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第64号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字大草野丙125番地1

氏 名 西田 昭義

昭和25年10月22日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第65号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿甲448番地

氏 名 植松 和幸

昭和26年9月11日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 66 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間乙1024番地

氏 名 馬場 みどり

昭和27年8月4日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 6 7 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田甲 1440 番地 1

氏 名 峰 正己

昭和 28 年 1 月 29 日生

平成 30 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第68号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間乙3468番地  
氏 名 中島 文二郎  
昭和28年2月7日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第69号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲584番地

氏 名 杉崎 順憲

昭和30年8月7日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第70号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字不動山丙3268番地  
氏 名 山口 智佐代  
昭和31年2月20日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 71 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田丁 1806 番地 1

氏 名 山口 安則

昭和 35 年 2 月 14 日生

平成 30 年 6 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第72号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田丁3737番地2

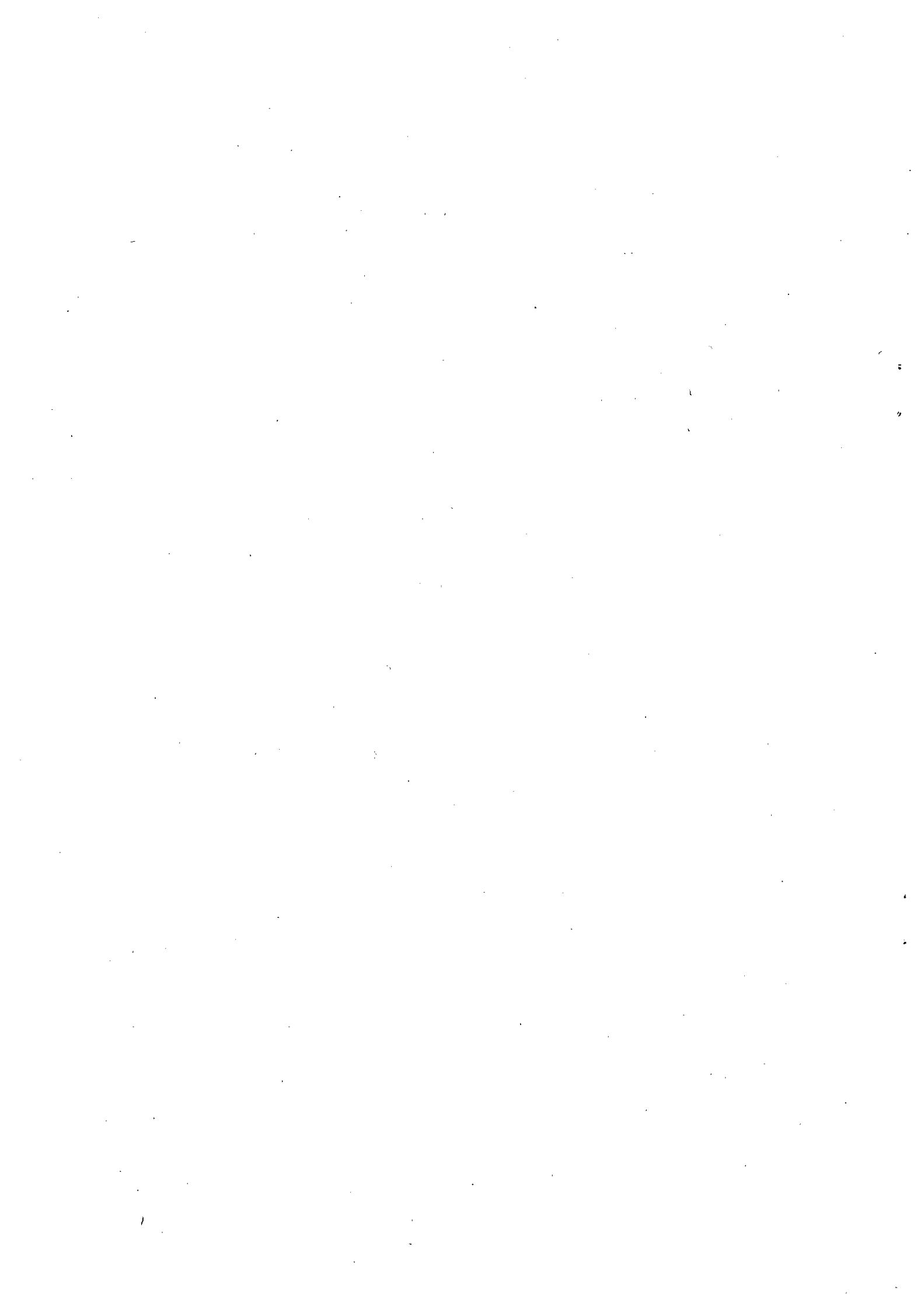
氏 名 生田 健児

昭和52年11月20日生

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、嬉野市農業委員会の委員を任命したいので、議会の同意を求める必要がある。



報告第4号

平成29年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

平成29年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書

款 項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳					
			予算計上額	前年度 通次繰越額	計				特定財源					
									繰越金	国県支出金	地方債	その他		
10 教育費	4 社会教育費	うれしの市民センター(仮称)建設事業	円 210,491,000	円 123,098,000	円 123,098,000	円 23,630,000	円 99,468,000	円 99,468,000	円 10,468,000	円 89,000,000	円			
10 教育費	5 保健体育費	嬉野市総合体育館(仮称)整備事業	円 1,367,383,000	円 433,228,000	円 433,228,000	円 360,235,000	円 72,993,000	円 72,993,000	円 7,393,000	円 65,600,000	円			



報告第5号

平成29年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

平成29年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款 項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源 円	
				既収入 特定財源	未収入特定財源		その他		
					国県支出金	地方債			
2 総務費	1 総務管理費	通知カード・個人番号カード交付事務	円 2,664,000	円 2,664,000	円	円 2,664,000	円	円	
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	19,363,000	5,550,000		5,540,000		10,000	
		農業基盤整備促進事業	19,384,000	8,547,000		4,095,000	1,880,000	2,572,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	78,000,000	27,000,000			10,400,000	16,600,000	
		社会資本整備総合交付金事業 (市道調査・改良)	21,500,000	8,500,000		4,620,000	3,200,000	680,000	
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	8,500,000	8,500,000		4,620,000	3,200,000	680,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			国県支出金	
8 土木費	6 新幹線費	新幹線対策事業	円 7,900,000	円 7,116,000	円	円	円	円	円	円 7,116,000
9 消防費	1 消防費	耐震対策緊急促進事業	96,032,000	96,032,000		60,588,000				35,444,000
		大草野防災広場整備事業	9,289,000	9,289,000			8,800,000			489,000
10 教育費	5 保健体育費	嬉野市総合体育馆(仮称)整備事業	459,820,000	3,771,000			3,300,000			471,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧事業	2,500,000	2,500,000		885,000				1,615,000
合 計			724,952,000	179,469,000		83,012,000	28,900,000	1,880,000		65,677,000

報告第6号

平成29年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算  
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

平成29年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 土木費	1 都市計画費	社会资本整備総合交付金事業 (区画整理)	円 117,600,000	円 26,272,000	円	円 18,598,000	円 5,900,000	円	円 1,774,000
	合	計	117,600,000	26,272,000		18,598,000	5,900,000		1,774,000



報告第7号

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成30年 6月 1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年第2回 定期例会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
1	農林課	平成29年度農業基盤整備促進事業 神水川水路補修工事	塩田町大字久間地内	4,741,200	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	H30年3月8日	H30年3月8日 ～ H30年6月15日
2	農林課	平成30年度地域農業水利施設トックマネジメント事業 鬼五郎頭首工補修工事	嬉野町大字下野地内	1,944,000	随意契約	佐賀市高木瀬西6丁目9-1 (株)協和製作所 代表取締役 藤井 道博	H30年4月10日	H30年4月10日 ～ H30年6月29日
3	農林課	平成30年度(29繰) 県単林道災害復旧事業 林道木場上不動線災害復旧工事	嬉野町大字下宿地内	1,760,400	指名競争入札	唐津市北波多徳須恵1417-1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	H30年4月23日	H30年4月23日 ～ H30年6月29日
4	うれしの茶振興課	平成29年度 うれしの茶交流館周辺整備付帯工事	うれしの茶交流館	2,500,200	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H30年2月19日	H30年2月19日 ～ H30年3月30日
5	うれしの茶振興課	平成29年度 うれしの茶交流館附帯工事	うれしの茶交流館	2,494,800	随意契約	東京都千代田区紀尾井町3-23 (株)トータルメディア開発研究所 代表取締役 澤田 敏企	H30年3月12日	H30年3月12日 ～ H30年3月30日
6	建設・新幹線課	29改第13号 市道小杭線道路改良工事	嬉野町大字岩屋川内地内	1,458,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H30年2月13日	H30年2月13日 ～ H30年3月23日

## 予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 平成30年第2回定例会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
7	建設・新幹線課	平成29年度 嬉野温泉駅周辺地区画整理事業 地区内仮設道路他整備工事	嬉野町大字下宿地内	3,294,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H30年3月12日	H30年3月12日 ～ H30年3月30日
8	建設・新幹線課	平成29年度 市道温泉駅一丁田線道路築造工事	嬉野町大字下宿地内	7,128,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	H30年3月30日	H30年3月30日 ～ H30年7月31日
9	建設・新幹線課	29線改第10号 市道西山線道路改良工事	塩田町大字久間地内	4,233,600	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	H30年4月2日	H30年4月2日 ～ H30年6月29日
10	建設・新幹線課	29線改第9号 市道鳥越線道路改良工事	塩田町大字谷所地内	4,860,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 個人事業主 小森 隆昭	H30年4月3日	H30年4月3日 ～ H30年6月29日
11	建設・新幹線課	平成29年度(緯) 社会资本整備総合交付金事業 市道五代長谷線道路防災工事	塩田町大字大草野地内	6,804,000	指名競争入札	唐津市北波多徳須恵1417-1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	H30年4月13日	H30年4月13日 ～ H30年7月13日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第45号

専決処分（第5号）の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度嬉野市の一般会計補正予算（第7号）を次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

## 平成29年度 嬉野市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度嬉野市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,248,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		2,600,002	66,965	2,666,967
	1 寄附金	2,600,002	66,965	2,666,967
歳入合計		17,181,135	66,965	17,248,100

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		4,395,994	66,965	4,462,959
	1 総務管理費	4,104,291	66,965	4,171,256
歳 出 合 計		17,181,135	66,965	17,248,100

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1歳入

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	2,600,000	66,965	2,666,965	1 ふるさと応援寄附金	66,965	ふるさと応援寄附金 66,965
計	2,600,002	66,965	2,666,967			

2歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 企画費	2,711,263	66,965	2,778,228	66,965			1 報酬	△142	非常勤職員 1人 △142	
							4 共済費	△82	非常勤職員(ふるさと応援寄附金) △28 臨時職員(ふるさと応援寄附金) △54	
							7 賃金	△264	臨時職員(ふるさと応援寄附金) △264	
							8 報償費	△172	謝礼(ふるさと応援寄附金) △172	
							11 需用費	△129	消耗品費(ふるさと応援寄附金) △124 印刷製本費(ふるさと応援寄附金) △5	
							12 役務費	△3,244	通信運搬費(ふるさと応援寄附金) △3,245 手数料(ふるさと応援寄附金) 1	
							13 委託料	24,527	ふるさと応援寄附金支援業務 24,527	
							25 積立金	46,471	ふるさと応援寄附金基金 46,471	
計	4,104,291	66,965	4,171,256	0	0	66,965	0			

## 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

## 2 一般職

## (1) 総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(18) <142> 193	243,824	644,443	554,434	1,442,701	266,026	1,708,727	
補正前	(18) <142> 193	243,966	644,443	554,434	1,442,843	266,054	1,708,897	
比 較		△ 142			△ 142	△ 28	△ 170	

( )内は再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。< >内は非常勤職員を外書きしたもの。